

「宇美町指定ごみ袋」に 有料広告を掲載しませんか

町では、町の財源を確保するとともに、事業者の広報活動による地域経済の活性化を図るため、宇美町指定ごみ袋に掲載する有料広告を募集します。お店や事業所の紹介にご活用ください。

▶募集内容

指定ごみ袋	募集枠数	広告サイズ	文字色	ごみ袋作成枚数	掲載料
家庭用もえるごみ大袋	1枠	縦80mm×横350mm	指定袋の文字と同色	1,005,600枚	20万円

※大袋手提677,400枚、大袋平型328,200枚

▶応募方法

広告掲載申請書に必要な事項を記入し、広告の原稿を添えて、環境農林課に提出してください。

申請書は、町ホームページからダウンロードできます。

▶受付期間

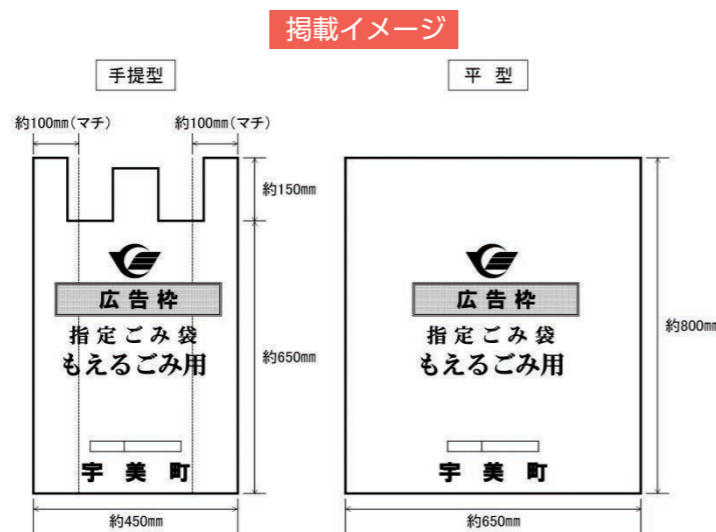
4月3日(月)～5月31日(水)

▶掲載の決定

提出された申請書を審査し、掲載の可否を決定した後、申請者に通知します。

▶掲載料の納付

掲載決定後、指定期日までに一括で納付していただきます。



問 環境農林課 環境衛生係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

～事業所を営む人へ～

事業所系一般廃棄物の収集は、申請が必要

事業所で出たごみのうち、一般廃棄物は町で処理をすることができます。収集開始希望日の2週間前までに環境農林課窓口申請してください。

▶必要なもの

- ①申請者の印鑑
- ②事業所の位置図(ごみ集積所が分かるもの)
※ごみ集積所の位置によっては、ほかの場所へのごみ出しをお願いする場合があります。
- ③事業所系一般廃棄物処理申請書(上の①、②があれば、環境農林課窓口で記入可)
※申請書は、町ホームページからダウンロードできます。

申請時に、収集を希望するごみの種類についてお尋ねします。
町では収集できないものもあります。あらかじめご了承ください。

宇美町 事業所ごみ 検索

問 環境農林課 環境衛生係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

狂犬病予防注射および犬の登録

4月5日(水)・6日(木)・7日(金)

狂犬病予防集団注射および犬の登録を右の日時で実施しますので最寄りの会場で接種してください。

登録済みの犬の飼い主には、はがきを送付していますので、裏面の問診票とご連絡先をご記入のうえお持ちください。

なお、飼い主の転出・死亡などの場合、はがきが送付されませんので環境農林課にて飼い主の変更届をお願いします。

狂犬病予防接種 **3,150円**

登録手数料 **3,000円**

※新たに飼いはじめた犬は登録が必要です。

(なお、マイクロチップを装着している犬は登録手数料は不要です。ただし、マイクロチップ番号がわかる証明書などをお持ちください。)

当日飼い主の都合の悪い場合や、かかりつけの動物病院がある場合、または体調不良の犬や暴れる犬は予防接種ができない場合がありますので、動物病院で接種をしてください。

なお、狂犬病予防接種をした場合、ごくまれに重篤な副作用が出る場合があります。副作用の詳細は動物病院にお尋ねください。

その他ご不明な点については環境農林課まで、ご確認ください。

問 環境農林課 環境衛生係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)

令和5年度 狂犬病予防集団注射日程表

4月5日(水)	
明治町集会所	9:30～9:45
原田下自治会公民館	9:55～10:10
新成生活館	10:20～10:35
四王寺坂二自治会公民館	10:45～11:05
炭焼二集会所	11:15～11:25
宇美町役場裏	11:35～12:10
4月6日(木)	
障子岳自治会公民館	9:30～10:00
とびたけ一自治会公民館	10:10～10:25
三原自治会公民館	10:35～10:50
黒穂集会所	11:00～11:15
桜原自治会公民館	11:25～11:40
早見自治会公民館	11:50～12:00
4月7日(金)	
ひばりが丘三自治会公民館	9:20～9:40
ひばりが丘北公園	9:50～10:20
井野自治会公民館	10:30～10:40
平成自治会公民館	10:50～11:00
光正寺古墳公園駐車場	11:10～11:25
宇美町役場裏	11:35～12:10

野焼きの苦情が多発しています

最近、近所で家庭ごみや雑草などを燃やして「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」「気管支が弱い子どもがいるのに」「灰が飛んでくる」などの苦情が多く寄せられています。

ごみの野外焼却は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」(以下「廃掃法」)により、一部の例外を除き禁止されており、違反した場合には**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの併科**という厳しい罰則が設けられています。

また、農業など例外的に認められる場合でも近隣住民から苦情が寄せられた場合は指導の対象となり、焼却を中止していただくこともあります。野外焼却が例外として認められている場合でも風向きや時間帯、量など周囲への環境に十分配慮してください。

▶野焼きの例外

廃掃法第16条の2第3号、同施行令第14条	具体的な事例
国又は地方公共団体が施設管理を行うため必要なもの	河川敷の草焼き、道路側(のり面)の草焼き
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要なもの	災害時の応急対策、火災予防訓練
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要なもの	正月の「しめ縄、門松など」を焚く「どんと焼き」などの行事
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの	焼き畑、あぜの草および下枝の焼却など
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	たき火、キャンプファイヤーなど

問 環境農林課 環境衛生係 ☎932-1111(代) FAX933-7512(代)